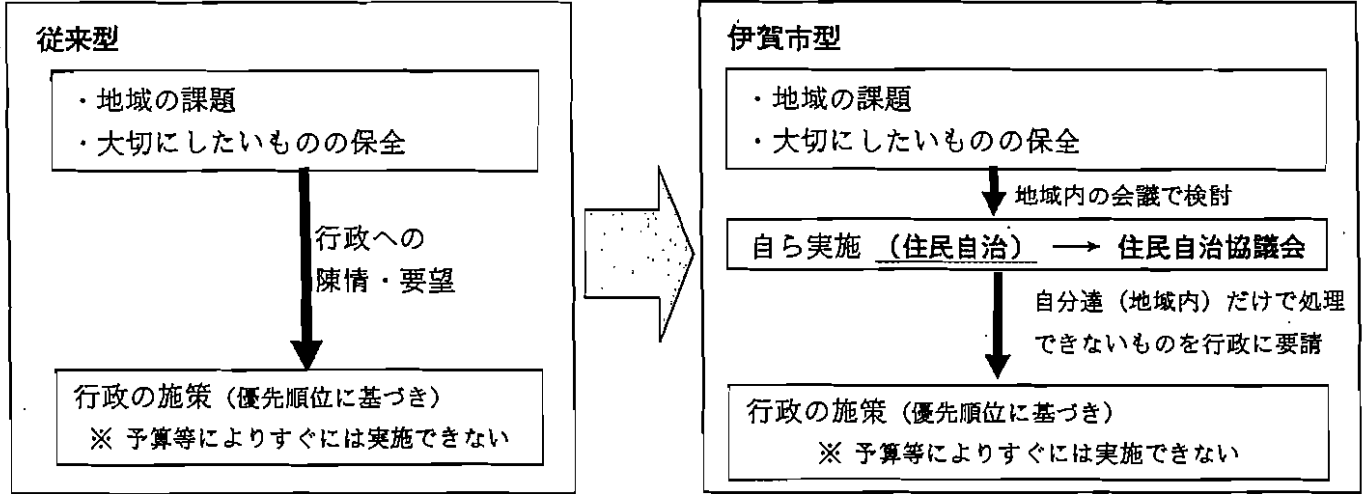


◎ 「市民」が主役・地域が主体 伊賀市分権型まちづくり






◆自治の形態



※ 「補完性の原則」を基本として自治を推進していきます。

→ 補完性の原則…家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこで不可能若しくは非効率なものを、市町村や県、国などの大きな単位が行うという考え方は。



					
	個人	家族	集落 自治会、区	小学校区 住民自治協議会	支所管内 行政
	→ 順に補完していく →				
自治の形態	自分のことは自分です、という個人自治	個人で無理なことは、まず家族で行う、という家族自治	従来の自治会などによる集落自治	住民自治協議会による自治	支所による行政自治
意見聴取方法	—	家族会議 など	自治会総会 役員会 など	住民自治協議会 総会 運営委員会 など	住民自治連合会 による意見聴取
活動の拠点	個	家庭	区集議所 など	自治センター	支所

※ 伊賀市の将来像…新市建設計画（伊賀市まちづくり計画 平成 15 年 12 月策定）における将来像をさします。

住民自治協議会進捗状況

18年6月1日現在

符号	支所	単位	説明会	準備会	規約 検討	設立総会	名称	事務所	設立 届出	計画 策定	備 考
1	上野	上野東部	済	済	済	2005年5月14日	東部地域住民自治協議会	上野東部地区市民センター	済	策定済み	
2		上野西部	済	済	済	2005年7月23日	上野西部地区住民自治協議会	上野西部地区市民センター	済	策定済み	
3		上野南部	済	済	済	2005年4月26日	伊賀市上野南部地区住民自治協議会	上野南部地区市民センター	済	策定済み	
4		小田	済	済	済	2005年5月29日	小田町住民自治協議会	小田地区市民センター	済	策定済み	
5		久米	済								地区関係者で調整中
6		花之木	済	済	済	2005年3月21日	花之木地区住民自治協議会	花之木地区市民センター	済	策定済み	
7		長田	済	済	済	2005年7月2日	長田地区住民自治協議会	長田地区市民センター	済	策定済み	
8		新居	済	済	済	2005年4月10日	新居地区住民自治協議会	新居地区市民センター	済	策定済み	
9		三田	済	済	済	2005年7月9日	三田地区住民自治協議会	三田地区市民センター	済	策定済み	
10		諏訪	済	済	済	2005年4月24日	諏訪まちづくり協議会	諏訪地区市民センター	済	策定済み	
11		府中	済	済	済	2005年4月8日	府中地区住民自治協議会	府中地区市民センター	済	策定済み	
12		中瀬	済	済	済	2005年2月12日	中瀬地域住民自治協議会	中瀬地区市民センター	済	策定済み	
13		友生	済	済	済	2005年3月13日	友生地区住民自治協議会	友生地区市民センター	済	策定済み	
14		猪田	済	済	済	2005年4月28日	猪田地区住民自治協議会	猪田地区市民センター	済	策定済み	
15		依那古	済	済	済	2005年3月31日	依那古地区住民自治協議会	依那古地区市民センター	済	策定済み	
16		比自岐	済	済	済	2005年2月27日	比自岐地区住民自治協議会	比自岐地区市民センター	済	策定済み	
17		神戸	済	済	済	2005年4月9日	神戸地区住民自治協議会	神戸地区市民センター	済	策定済み	
18		きじが台	済	済	済	2005年4月9日	きじが台地区住民自治協議会	きじが台集会所内	済	策定済み	
19		古山	済	済	済	2005年4月15日	古山地区住民自治協議会	古山地区市民センター	済	策定済み	
20		花垣	済	済	済	2005年4月12日	花垣地区住民自治協議会	花垣地区市民センター	済	策定済み	
21		ゆめが丘	済	済	済	2006年1月29日	ゆめが丘地区住民自治協議会	ゆめが丘地区市民センター	済		
22	伊賀	柘植	済	済	済	2004年2月16日	柘植地域まちづくり協議会	柘植公民館	済	策定済み	
23		西柘植	済	済	済	2004年3月25日	西柘植地域まちづくり協議会	旧きぼうの家	済	策定済み	
24		壬生野	済	済	済	2004年1月23日	壬生野地域まちづくり協議会	壬生の里	済	策定済み	
25	島ヶ原	島ヶ原	済	済	済	2005年3月12日	島ヶ原地域まちづくり協議会	島ヶ原会館	済	策定済み	
26	阿山	河合	済	済	済	2004年11月2日	河合地域住民自治協議会	阿山多目的集会施設内	済	策定済み	
27		鞆田	済	済	済	2004年11月19日	鞆田自治協議会	事務局長宅	済	策定済み	
28		玉瀨	済	済	済	2004年11月26日	玉瀨地域まちづくり協議会	玉瀨・内保高齢者活動センター	済	策定済み	
29		丸柱	済	済	済	2004年12月18日	丸柱地域まちづくり協議会	丸柱山村活性化支援センター	済	策定済み	
30	大山田	山田	済	済	済	2004年10月27日	山田地域住民自治協議会	大山田支所北会議室	済	策定済み	
31		布引	済	済	済	2004年10月29日	布引地域住民自治協議会	大山田南集会所	済	策定済み	
32		阿波	済	済	済	2004年10月26日	阿波地域住民自治協議会	大山田東生活改善センター	済	策定済み	
33	青山	阿保	済	済	済	2005年4月13日	阿保地区住民自治協議会	阿保地区自治センター	済	策定済み	
34		上津	済	済	済	2005年3月8日	上津地区住民協議会	旧上津保育所内	済	策定済み	
35		博要	済	済	済	2005年4月8日	博要住民自治協議会	旧博要小学校内	済	策定済み	
36		高尾	済	済	済	2005年3月11日	高尾住民自治協議会	高尾介護予防センター敷地内	済	策定済み	
37		矢持	済	済	済	2005年3月4日	矢持住民自治協議会	矢持地区市民センター内	済	策定済み	
38		桐ヶ丘	済	済	済	2005年4月2日	桐ヶ丘地区住民協議会	桐ヶ丘介護予防センター内	済	策定済み	

注:「計画策定」欄の、「単年度」は17年度の限定措置である単年度計画を指す。また、「策定済み」は、届出で済んだものを指す。

第六款 人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会

- 第二百二条の二 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。
- 2 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。
- 3 労働委員会は、別に法律の定めるところにより、労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に関し調査し、審問し、命令を発し及び和解を勧め、労働争議のあつせん、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行する。
- 4 農業委員会は、別に法律の定めるところにより、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。
- 5 収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。

第七款 附属機関

- 第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

第四節 地域自治区

(地域自治区の設置)

- 第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。
- 2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。
- 3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。
- 4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

(地域協議会の設置及び構成員)

- 第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。
- 2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。
- 3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。
- 5 第二百三条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

- 第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。
- 3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。
- 4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

- 第二百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。
- 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域内に係る事務に関する事項
- 三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域内に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

- 第二百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

- 第二百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 給与その他の給付

- 第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。
- 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

- 第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ず